

大分県報

令和七年
第六三三号
八月十九日

（火曜日）

目次

告示

指定漁船調書の縦覧……………一

○告示

大分県告示第三百三十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次の一のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年八月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

臼杵市大字江無田百七番地の二十五

廣戸 英吉

臼杵市大字深江二千九百十二番地

小松 兼丸

臼杵市大字佐志生三千九百四十二番地

伊賀上 靖司

2 加入区

臼杵市加入区

3 法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年八月十九日から同年九月二日まで

2 縦覧場所

(一) 大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(二)

臼杵市大字板知屋千二百五十七番地

大分県漁業協同組合臼杵支店事務所